

地方職員共済組合広島県支部メニュー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方職員共済組合広島県支部の組合員（以下「組合員」という。）が、福祉の増進を図るため、自主的に行う活動を支援する事業（以下「メニュー事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(対象期間)

第2条 助成の対象期間は、各年度の4月1日から3月31日までとする。

(メニュー事業の内容等)

第3条 メニュー事業は、組合員及びその家族（組合員の配偶者、子ども、親及び被扶養者をいう。以下同じ。）が実施する活動に対し、次の各号のメニューに応じて別表に定めるところにより、助成金を交付する方法により実施する。ただし、第1号の事業及び第2号の事業は、併用できないものとする。

(1) 自己啓発等メニュー事業

ア 自己啓発

イ 社会貢献

ウ 育児・介護等支援

(2) 健康増進等メニュー事業

ア 健康増進

イ 文化活動

ウ レクリエーション活動

(交付制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付は行わないものとする。

(1) 前条に規定する事業が公務によるものであるとき。

(2) 前条に規定する事業に組合員本人が参加しないとき。

(3) 虚偽の申請等不正な行為があったと認められるとき。

(助成金の交付手続)

第5条 組合員に交付する助成金の上限枠は、次のとおりとする。なお、助成金は別表に記載されたメニューごとの助成対象経費の100円未満の端数を切り捨てた額とする。

(1) 自己啓発等メニュー事業 5,000円

(2) 健康増進等メニュー事業 4,000円

2 組合員が助成金の交付を受けようとするときは、次のいずれかの方法により、支部長に請求するものとする。

(1) 広島県電子申請システムによる請求

(2) メニュー事業助成金請求書（様式第1号）に領収書等を添付し請求

3 前項の請求は、第2条に定める対象期間につき2回以内とし、2月末日までに行うものとする。ただし、2月1日から3月31日までの間の活動によるものについては、翌年度の4月10日までに行うものとする。なお、4月10日が閉庁日に当たるときは翌開庁日とする。

4 組合員は、メニュー事業助成金請求台帳（様式第2号）により、交付を受けた助成金を管理するものとする。

5 第2条に定める対象期間中に実施した事業に係る助成金が上限枠に満たない場合でも、当該差額は次年度の上限枠への繰越はできないものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に支部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月23日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行し、令和8年度事業から適用する。